

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成23年10月27日(2011.10.27)

【公開番号】特開2009-17066(P2009-17066A)

【公開日】平成21年1月22日(2009.1.22)

【年通号数】公開・登録公報2009-003

【出願番号】特願2007-174718(P2007-174718)

【国際特許分類】

H 04 N	7/173	(2011.01)
H 04 N	5/44	(2011.01)
H 04 N	5/445	(2011.01)
H 04 N	5/91	(2006.01)
G 11 B	20/10	(2006.01)
G 11 B	27/10	(2006.01)
G 11 B	27/34	(2006.01)

【F I】

H 04 N	7/173	6 3 0
H 04 N	5/44	A
H 04 N	5/445	Z
H 04 N	5/91	P
G 11 B	20/10	H
G 11 B	20/10	3 1 1
G 11 B	27/10	A
G 11 B	27/34	S

【手続補正書】

【提出日】平成23年9月9日(2011.9.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

送信されたデジタルコンテンツを受信するデジタルコンテンツ受信装置において、
前記デジタルコンテンツのプログラムマップテーブルには、第1の制御記述子と第2の制御記述子とを配置することができ、
前記第1の制御記述子は、前記デジタルコンテンツのコピーを制御するコピー制御情報を含み、

前記第2の制御記述子は、コピー制御のモード情報を含み、
前記コピー制御のモード情報は、前記コピー制御情報が一世代コピー可であるときに、受信した前記デジタルコンテンツが個数制限コピー可のコンテンツであるか否かを示す情報をあり、

前記個数制限コピー可のコンテンツは、所定の複数個までのコピーを生成できるコンテンツであり、

送信された前記デジタルコンテンツを受信する受信手段と、
受信した前記デジタルコンテンツを内蔵記録媒体に蓄積する蓄積手段と、
受信した前記デジタルコンテンツをリムーバブル記録媒体に記録する記録手段と、
前記受信手段と前記蓄積手段と前記記録手段とを制御する制御手段と、を備え、

前記制御手段の制御状態は、

前記コピー制御情報が一世代コピー可で、かつ、前記コピー制御のモード情報が個数制限コピー可のコンテンツであることを示しているときに、受信した前記デジタルコンテンツを前記内蔵記録媒体に蓄積し、蓄積した前記デジタルコンテンツを生成可能なコピー数が所定数以内となるように管理する第1の状態と、

前記コピー制御情報が一世代コピー可で、かつ、前記コピー制御のモード情報が個数制限コピー可のコンテンツでないことを示しているときに、受信した前記デジタルコンテンツを前記内蔵記録媒体に再コピー禁止として蓄積する第2の状態と、

前記コピー制御情報が一世代コピー可であるときに、前記リムーバブル記録媒体が前記コピー制御のモード情報に対応しているかどうかを判断し、前記リムーバブル記録媒体が前記コピー制御のモード情報に対応していない場合には、前記コピー制御のモード情報が個数制限コピー可のコンテンツであることを示していても、受信した前記デジタルコンテンツを前記リムーバブル記録媒体に一世代コピー可のコンテンツの扱いで記録する第3の状態と

を有することを特徴とするデジタルコンテンツ受信装置。

【請求項2】

送信されたデジタルコンテンツを受信するデジタルコンテンツ受信方法において、

前記デジタルコンテンツのプログラムマップテーブルには、第1の制御記述子と第2の制御記述子とを配置することができ、

前記第1の制御記述子は、前記デジタルコンテンツのコピーを制御するコピー制御情報を含み、

前記第2の制御記述子は、コピー制御のモード情報を含み、

前記コピー制御のモード情報は、前記コピー制御情報が一世代コピー可であるときに、受信した前記デジタルコンテンツが個数制限コピー可のコンテンツであるか否かを示す情報であり、

前記個数制限コピー可のコンテンツは、所定の複数個までのコピーを生成できるコンテンツであり、

送信された前記デジタルコンテンツを受信する受信ステップと、

受信した前記デジタルコンテンツを内蔵記録媒体に蓄積する蓄積ステップと、

受信した前記デジタルコンテンツをリムーバブル記録媒体に記録する記録ステップと、を備え、

前記蓄積ステップと前記記録ステップとは、

前記コピー制御情報が一世代コピー可で、かつ、前記コピー制御のモード情報が個数制限コピー可のコンテンツであることを示しているときに、受信した前記デジタルコンテンツを前記内蔵記録媒体に蓄積し、蓄積した前記デジタルコンテンツを生成可能なコピー数が所定数以内となるように管理する第1の状態と、

前記コピー制御情報が一世代コピー可で、かつ、前記コピー制御のモード情報が個数制限コピー可のコンテンツでないことを示しているときに、受信した前記デジタルコンテンツを前記内蔵記録媒体に再コピー禁止として蓄積する第2の状態と、

前記コピー制御情報が一世代コピー可であるときに、前記リムーバブル記録媒体が前記コピー制御のモード情報に対応しているかどうかを判断し、前記リムーバブル記録媒体が前記コピー制御のモード情報に対応していない場合には、前記コピー制御のモード情報が個数制限コピー可のコンテンツであることを示していても、受信した前記デジタルコンテンツを前記リムーバブル記録媒体に一世代コピー可のコンテンツの扱いで記録する第3の状態と

を有することを特徴とするデジタルコンテンツ受信方法。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】デジタルコンテンツ受信装置及びデジタルコンテンツ受信方法

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

上記課題を解決するために、例えば特許請求の範囲に記載の構成を採用する。